

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定地方公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講じること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定地方公共機関に対しては、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、都道府県知事に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定地方公共機関である明知鉄道株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

明知鉄道株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策の業務内容及び実施方法

- ・政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、安全輸送の確保を最優先とした旅客の運送を適切に実施する。
- ・社員の感染予防措置を講じながら、部門ごとに優先業務の選定や必要となる要因の手配を実施することにより鉄道業務の継続を図る。

(2) 感染対策の検討・実施

- ・マスク着用による咳エチケットの徹底など、旅客に対する呼びかけに努める。
- ・国、地方公共団体等からの駅構内及び鉄道車両内へのポスター掲示、放送等による広報周知の要請には、可能な限り協力し必要な情報提供を旅客に対して行う。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・新型インフルエンザ等対策本部（対策本部長：総務部長）を設置し、本計画を含む諸施策を策定する。

(2) 情報収集・共有体制

- ・新型インフルエンザ等の感染状況や医療体制等に関する情報を、国、地方公共団体等から入手し、早急に社内外に適切に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

- ・新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる新型インフルエンザ等発生時における関係機関等との連絡体制を確保し、協力体制を構築する。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・新型インフルエンザ等に関する社員教育の的確な実施に努め、国又は地方公共団体が新型インフルエンザ等対策業務について訓練を実施する場合には、これに参加するように努める。

(2) 業務計画の見直し

- ・今後の情勢の変化等を踏まえて本計画を随時見直し、必要があると認める場合には変更する。